

区域指定の概要(平成28年9月30日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 ＜灘区鶴甲3丁目＞

1. 概要

灘区鶴甲3丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で砒素及びふっ素が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法(以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は工場敷地内にあり一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等による土壤の直接摂取のおそれはないこと、周辺で地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように指導していく。

2. 区域指定

- 指定する区域 灘区鶴甲3丁目23番7の一部 (別図のとおり)
- 指定の区分 形質変更時要届出区域
- 指定年月日 平成28年9月30日
- 指定する特定有害物質
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 指定の理由
土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

- 申請者(土地所有者) 新日鉄興和不動産株式会社
- 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要
 - 調査対象物質
地歴調査により汚染のおそれがあると判断された特定有害物質3物質(砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物)
 - 土地の地歴調査結果
調査対象地は、過去に真珠加工場、大学の敷地として使用されてきた場所である。
真珠の加工工程で特定有害物質を含む薬剤の使用等の履歴が確認された。
過去に自主的な土壤調査が行われ、判明した土壤汚染(砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)に対して、部分的に対策工事を実施済みである。
 - 土壤の測定結果
砒素及びその化合物の溶出量で最大0.022mg/L(指定基準値0.01mg/Lの2.2倍)
ふっ素及びその化合物の溶出量で最大1.9mg/L(指定基準値0.8mg/Lの2.4倍)

・ 土壌汚染の原因

指定基準を超過した特定有害物質の使用等の履歴はなく、原因は特定されていない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された400平方メートル。

4. 周辺環境への影響について

(1) 当該土地は一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれはないことから、汚染土壌の直接摂取による健康影響のおそれはない。

(2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれはない。

(3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響のおそれはない。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>

1. 用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成 14 年法律第 53 号 平成 22 年 4 月 1 日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壤汚染対策法第 14 条第 1 項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思料される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思料される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。

皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹などの症状を示すといわれている。

ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はふっ素系樹脂原料、浸食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やヒュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあるとされている。

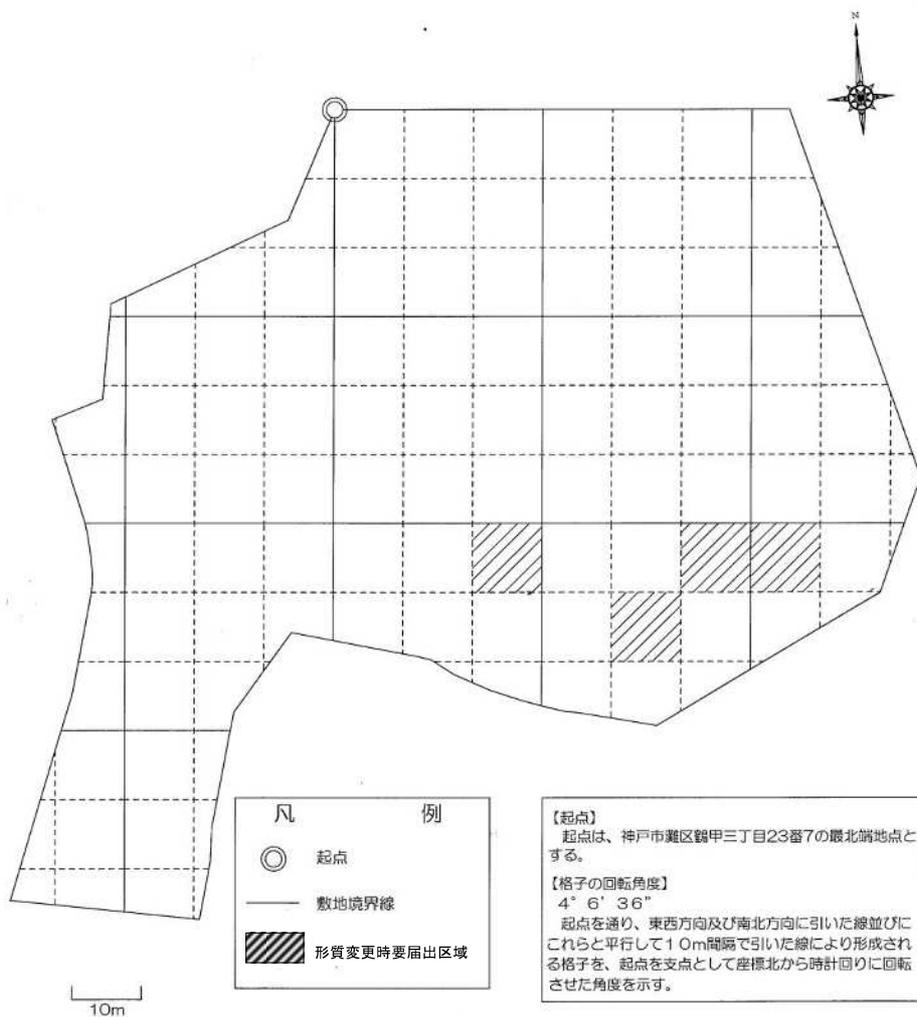
2. 市内の現在の指定区域

要措置区域：0 件 形質変更時要届出区域：20 件 （別表のとおり）

位置図



指定区域図



(別表) 市内の現在の指定区域 (20箇所全て形質変更時要届出区域)

	地番	指定面積 (㎡)	基準不適合物質	指定日
1	東灘区深江南町1丁目79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素	H22.7.1
2	灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふっ素	H25.1.23
3	灘区鶴甲3丁目23番7	400.00	砒素、ふっ素	H28.9.30
4	中央区東川崎町2丁目14番、20番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
5	中央区東川崎町2丁目14番、20番	11,121.4	テトラクロエチレン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふっ素	H28.6.16
6	中央区東川崎町2丁目14番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H25.12.11
7	中央区東川崎町2丁目14番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふっ素	H26.2.24
8	中央区東川崎町2丁目14番	3,045.4	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H27.9.1
9	中央区東川崎町2丁目14番1	445.00	鉛、砒素	H28.7.20
10	中央区中山手通7丁目7番5、14番4	200.00	水銀	H28.2.9
11	兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24
12	兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22,915.11	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	H27.3.25
13	長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4,052.60	鉛	H24.5.9
14	長田区南駒栄町1番8	3,298.2	シアン、鉛、砒素	H27.10.6
15	長田区南駒栄町1番8	313.2	シアン、砒素	H28.1.19
16	長田区駒ヶ林南町8番1、10番1、22番	1,372.4	鉛	H27.10.6
17	須磨区車字菅ノ池1351番14、須磨区妙法寺字菅ノ池3番2	1,966.00	鉛、砒素、ふっ素	H22.12.24
18	須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、12番	2,454.74	鉛、ふっ素、ほう素、PCB	H27.2.12
19	須磨区行平町3丁目1番	3,073.90	鉛、砒素、ふっ素	H28.3.3
20	須磨区行平町3丁目1番	1,452.61	鉛、砒素、ふっ素	H28.5.19